

2025 年5月 14 日

各 位

会 社 名 岩 谷 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 間 島 寛
(コード番号:8088 東証プライム市場)
問 合 せ 先 総 務 人 事 部 長 大 島 寛
(TEL. 06-7637-3302)

定款の一部変更(取締役の任期変更、中間配当の導入)に関するお知らせ

当社は、2025年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、2025年6月18日開催予定の第82回定時株主総会に付議する予定であります。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。
- (2) 株主の皆様への利益還元のための機会を充実させるため、現行年1回の期末配当に加え、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって中間配当ができる旨を定めるものであります。
- また、これに伴い中間配当金の除斥期間を定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しています)

現行定款	変更案
(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。増員または補欠として、選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。	(取締役の任期) 第 21 条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。増員または補欠として、選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。
(<u>期末配当金</u>) 第 41 条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「 <u>期末配当金</u> 」という。)を支払う。 (新設)	(<u>剰余金の配当</u>) 第 41 条 当社は、株主総会の決議をもって、毎年3月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「 <u>期末配当金</u> 」という。)を支払う。 <u>2. 前項のほか、当社は、取締役会の決議をもって、毎年9月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「<u>中間配当金</u>」という。)を支払うことができる。</u>

現行定款	変更案
(<u>期末配当金</u>の除斥期間) 第 42 条 期末配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。	(<u>配当金</u>の除斥期間) 第 42 条 期末配当金および<u>中間配当金</u>は、支払開始の日から満3年を経過しても、なお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

3. 中間配当基準日

毎年9月 30 日

なお、中間配当の導入につきましては、2025 年6月 18 日開催予定の当社第 82 回定時株主総会において定款変更議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年6月 18 日(予定)

定款変更の効力発生日 2025 年6月 18 日(予定)

以 上